

平成 28 年度(第 11 期)事業計画書

(自平成 28 年 1 月 1 日 至平成 28 年 12 月 31 日)

一. NPO 法人成年後見なのはなの理念、目的

1. NPO 法人成年後見なのはなの理念

「すべての人間は、自由であり尊重されなければならない。

すべての人間は、平等であり決して差別をされてはならない。

われわれは、すべての人間の権利と財産を守るため、支援を必要とするすべての方々の支援をする。」

2. NPO 法人成年後見なのはなの目的 (定款第 3 条)

この法人は、多様な専門家と後見人業務に熱意ある市民の方々を組織化し、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等判断能力が不十分で補佐的な手助けを必要としている人たちに対し、成年後見制度の利用の促進を図るとともに後見人の受任により財産管理と身上監護に関する事業を行い、もって高齢化社会への対応と障がい者の福祉の充実に寄与する事を目的とする。

二. 平成 28 年度目標

1. 認定 NPO 法人として、より公益性が高く、組織運営が適正に行われ、幅広く一般市民の方々の支援がいただけるような活動を継続する。
2. 会員は後見業務について研究・努力を惜しまず、研修会等を通じて自己研鑽し、家庭裁判所等関係機関の信頼が得られるような、良質で適切な後見業務を行う。
3. 法人後見団体として財産管理業務については法人で行うシステムを標準化し、後見業務の継続性及び会員の業務負担の軽減を図り、質の高い後見業務を行う。

三. 事業計画

1. 後見推進委員会

① 事例検討会

「なのはな会員として最も重要な討論・業務習熟の場」と位置づけ、様々な視点・角度から事例検討会を開催する。グループワーク形式で行い、様々な意見を取り上げポイントの整理、問題点、改善点を明確化することにより、会員の認識の統一が図れる場所とする。

② 研修会の実施

年間実施計画を立て研修会を実施する。年間を通して後見人に必要な知識の習得を図り会員の資質向上を目指す。なお、必要に応じて外部講師を招き、より深い知識の習得ができる場とする。

③ 相談室の実施

なのはなの統一した判断の確保及び会員の精神的負担を軽減する目的で相談室を実施する。これまでの第3水曜日開催から第2、第4水曜日に変更、相談員も増員し、より活用しやすく修正する。

④ 新規相談対応の体制

特定地域に負担が集中していた状況を改善するため、新規相談受付を後見推進委員会にて行い、相談対応会員、担当者の選定、進捗状況等一括管理する。

⑤ 複数の自治体と連携し、市民後見人養成講座の企画及び講師派遣を行う。

2. 業務監査委員会

① 受任に係わる新規会員の増加、家庭裁判所の後見等事務に対する管理監督の強化に対応し、今期も後見業務の質の維持、向上のため全件につき業務監査を実施する。

後見推進委員会との連携をさらに強化して身上監護面をチェックするとともに、財産管理委員会による新たな管理体制を踏まえて監査にあたる。

② 新規相談案件や受任会員の増加を受けて、法人内における担当会員の交代がますます頻繁になると予想され、引継ぎ時のリスクの回避のため、特別監査の内容を充実し、機能させる。

③ 会員の倫理・行動規範の制定、綱紀委員会の発足など、会員の資質維持、向上のための枠組が整備されたことを受け、各規程に沿った業務監査を行う。

3. 財産管理委員会

① 法人後見としての後見業務の適正化及び継続性を徹底するため、法人として直接、財産管理業務を行う「財産管理室」の本格的運用を目指し、人的物的体制を整備する。

「財産管理室」においては担当会員と連携し、適切な財産管理業務を遂行する。

② 引き続き、一定の高額な預貯金及び重要財産については、当委員会が直接管理し、貸金庫に保管の上、厳重に管理する体制を徹底する。

③ 「財産管理室」が本格運用を開始するまでの間、一定の高額な預貯金及び重要財産については、事務報告提出等に対応するため、適宜、通帳記帳したものをコピーし、担当会員に交付する。

④ マイナンバー通知カード等を「財産管理室」において厳重に管理保管する。

4. 事務局

① 成年後見事業の適正な業務遂行を実現するため、理事長、各委員会と協力していく。

② 賛助会員入会目標を 250 名とする。入会促進に向け、成年後見なのはなの活動理念や認定NPO法人への寄付に対する税制上の優遇措置の周知を図る。また会員へ賛助会員獲得の必要性認識を徹底するよう努める。

③ セールスフォース（業務管理システム）の改良を行い、使い易さ等の向上を図る。

④ 創立 10 周年記念式典を開催する。

⑤ なのはな通信第 4 号を発行する。